

1. 感覚公害とは？

感覚公害とは、うるさい、くさい、汚いといった感覚的・心理的被害を感じる公害の総称です。騒音・振動や悪臭などが代表的です。これらは人の感覚によるものなので、当然人によって感じ方にばらつきがあります。しかし、公害苦情件数の中では感覚公害が圧倒的に多く、2014年度には、騒音・振動や悪臭で全体の約2/3以上を占めています。

＜図表7-1＞公害の苦情処理件数（2014年）

総数	大気汚染		水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
	ばい煙	粉じん							
1,704	203	204	71	2	659	162	1	343	59

資料：名古屋市資料より作成

2. 騒音・振動

1) 現状

騒音・振動と一口にいても、その種類はさまざま、自動車騒音・振動、鉄道騒音・振動、航空機騒音や、工場や建設現場からの騒音・振動などがあります。その他カラオケなど日常生活で感じる騒音・振動もあります。

●交通機関による騒音の状況

2014年度の自動車騒音の調査結果によると、国道23号など、大型の車両が通行する幹線道路沿いで騒音が大きい傾向があります。市内全域における自動車騒音の環境基準の達成率は、5年前と比べ改善傾向にあります。

一方、新幹線鉄道騒音の調査結果によると、環境基準を達成していない地点ありましたが、5年前と比べると横ばい傾向です。

また、航空機騒音の調査結果では、依然として環境基準を達成していない地点があり、5年前と比べても横ばい傾向で推移しています。

●騒音・振動の苦情状況

騒音・振動苦情のうち、原因の大半は工場や事業所、建設現場が占めています。また、最近ではテレビやステレオ、楽器など、私たちの家庭から出る音に関する相談が増えています。

2) 名古屋での取り組みと課題

名古屋市では、工場・事業所や建設現場などに対して、法律や市の条例に基づき、規制や指導を行っています。また、カラオケや拡声器など営業活動における騒音も、名古屋市の条例などに基づいて規制や指導を行っています。

交通機関による騒音などについては、その状況を定期的に測定しています。自動車騒音については、交通量や大型車両の通行が多い幹線道路の沿道で環境基準を超えているところもあるため、道路管理者などと連携しながら対策を計画的・総合的に行っています。

●近所への思いやりや気遣いを持ちましょう

生活から出てくる騒音・振動に対しては、法律による規制がありません。そこで、このような問題が発生しにくい街づくりを進めるため、名古屋市では啓発事業に取り組んでいます。

しかし、苦情件数は、なかなか減少していません。それは、騒音や振動が人の感覚によるものであり、うるささに対する感じ方が人それぞれだからです。そして、感覚によるものなので、規制値の適合の有無だけでは解決しないのです。

感覚公害については何よりも、私たち一人ひとりが他人への思いやりや気遣いを持つことが大切です。

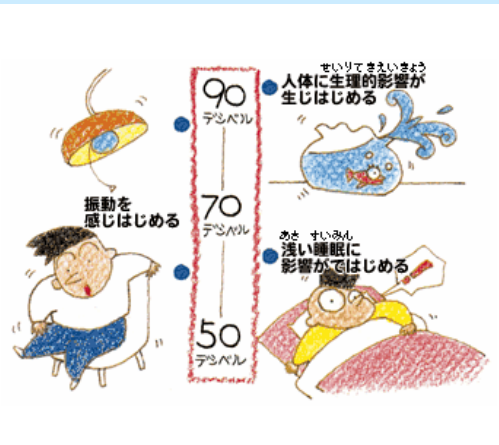


騒音と振動の大きさの目安

▼騒音の大きさ



▼振動の大きさ



出典：名古屋市教育委員会